



機械 (1) 定期自主検査の対象
 ① つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン等の特定機械等（製造にあたつてあらかじめ行政官府の許可を必要とするもの8種類・法37条）、② フォークリフト、③ プレス機械・シャー、④ 施行令別表7に掲げるドライバー・ショベルやパワーショベル等の車両系建設機械等を安全に使用するための検査制度があります。

機械 (5) つり上げ荷重0・5トン以上3トン未満のクレーン・移動式クレーン、⑥局所排気装置、プラット・シユブル型換気装置ほか、となっています（施行令15条1項）。

検査項目 (2) 定期自主検査の時期、
 労働安全衛生規則その他規則において具体的に定められています。

検査制度 (法45条) 人間でいうなら年に1度の健康診断と同じです。

機械 (1) プレス機械、(2) フォークリフト、(3) 車両系建設機械、(4) 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、(5) 不整地運搬車、(6) 局所排気装置、プラット・シユブル型換気装置ほか、となっています（施行令15条2項）。

検査項目 (5) 特定自主検査を実施した事業者

機械 結果及び検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容を含む）は、記録し保存（3年間）することになります。

池戸 宏光 以上、まずは、検査対象機械の有無、実施の有無等を確認する必要があります。

目 クレーン等安全規則その他規則において規定されています。

池戸 宏光 以上、作業開始前の点検対象機械等の確認、実施の有無等を把握するとともに点検者に対する教育の実施等的確な点検体制を構築する必要があります。

（池戸労務安全管理事務所所長）